

Press Release



令和8年3月17日
障がい福祉課(内線2422)

令和7年度第1回愛媛県障がい者施策推進協議会及び 第1回愛媛県障がい者自立支援協議会の開催について

本県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進並びに相談支援体制の構築やその適正かつ円滑な運営のための方策について検討・協議を行う標記協議会を、次のとおり開催（全部公開）します。

1. 開催日時及び場所

令和8年3月24日（火） 13時00分から15時00分（予定）
県視聴覚福祉センター 4階 多目的ホール（松山市本町6丁目11-5）

2. 議題（予定）

- (1) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の実績について
- (2) 愛媛県障がい者自立支援協議会専門部会の活動状況について

3. 傍聴について

- (1) 傍聴の定員：5人
- (2) 傍聴の申込方法等
 - ① 傍聴を希望される方は、3月23日（月）12時までに、電話又はFAXにより、住所、氏名及び連絡先（電話又はFAX番号）を下記の協議会事務局へ連絡してください。（1回の申込につき1名のみ可）
 - ② 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③ 傍聴することができる方には、3月23日（月）17時までに、協議会の事務局から電話又はFAXによりその旨を連絡します。
- (3) 傍聴会場：県視聴覚福祉センター 4階 多目的ホール
（松山市本町6丁目11-5）
- (4) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

[問合せ先及び傍聴申込み先（協議会事務局）]

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい政策係
〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
電話：089-912-2422、FAX：089-931-8187

傍 聴 要 領

愛媛県障がい者施策推進協議会

〔平成14年11月6日制定〕

愛媛県障がい者自立支援協議会

〔平成19年11月2日制定〕

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、3月24日（火）13時00分（会議の開催予定時刻）までに、傍聴会場（県視聴覚福祉センター）内の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は3月24日（火）12時30分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿

(任期：令和6年11月21日～令和8年11月20日)

選任部門	氏名	現職
学識経験者	(会長) 西嶋 真理子	愛媛大学大学院医学系研究科 教授
	村岡 則子	聖カトリック大学人間健康福祉学部社会福祉学科 教授 同大学大学院 看護学研究科看護学専攻 教授(兼任)
	定松 修一	愛媛県理学療法士会 相談役(前会長)
	黒田 典生	日本精神科病院協会愛媛県支部 支部長
障がい者・障がい者自立及び社会参加事業関係者	河内 修二	愛媛県身体障害者団体連合会 会長
	公原 憲代	松山手をつなぐ育成会 副会長
	沼田 正紀	愛媛県精神障害者福祉会連合会 副会長
	前田 由美	愛媛県ホームヘルパー協議会 会長
	西田 あゆみ	愛媛県身体障害者施設協議会 会長
	芳野 妙	愛媛県知的障害者福祉協会 副理事長
	松本 聡恵	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 愛媛障害者職業センター 所長
	松本 幸恵	愛媛県立みなら特別支援学校 校長
行政関係者	管家 一夫	愛媛県市長会 会長(西予市長)
	高門 清彦	愛媛県町村会 会長(伊方町長)
	岡部 直	愛媛県保健福祉部長

愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（平成23年10月18日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第20号）

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の愛媛県障害者施策推進協議会条例第3条第1項の規定により愛媛県障害者施策推進協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年3月29日条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿

【任期：令和7年11月1日～令和9年10月31日】

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	(会長) 西 嶋 真 理 子	愛媛大学大学院医学系研究科 教授
	村 岡 則 子	聖カトリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科 教授 同大学大学院 看護学研究科看護学専攻 教授（兼任）
障がい者 団体関係者	山 口 佐 人	愛媛県身体障害者団体連合会 副会長
	福 島 久 子	伊予市手をつなぐ育成会 会長
	喜 安 政 光	松山記念病院家族会「朝美会」 会長
	三 木 由 紀 子	愛媛県難病等患者団体連絡協議会 副会長
支援従事者	菅 野 和 久	社会福祉法人あおい会 相談支援センター星の里 管理者兼主任相談支援専門員
	五 島 裕 子	一般社団法人愛媛福祉研修協会
	丸 田 一 郎	愛媛県精神保健福祉士会 顧問
	蒲 池 慎 一	愛媛県立松山盲学校 教頭
	渡 邊 剛 次	愛媛県社会福祉事業団 道後ゆう 所長
関係行政 機関職員	越 智 香 織	今治市健康福祉部障がい福祉課 課長
	竹 内 千 鶴	中予地方局地域福祉課 課長

愛媛県障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内における障がい者の相談支援の体制（以下「相談支援体制」という。）を構築するとともに、その適正かつ円滑な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、愛媛県障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を取扱う。

- (1) 相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 相談支援に従事する人材の育成に関すること。
- (3) 障がい者の地域生活を支援するための社会資源の充実等に関すること。
- (4) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (5) その他相談支援体制の適正かつ円滑な運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者の保健・福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者、障がい者等及びその家族
- (3) 障がい者の支援に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、分野又は地域を定め複数置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。